研究ノート

名古屋大学法科大学院における 1人1台端末を活用した学修環境と学修支援

富　崎　おり江

＜あらまし＞法科大学院は専門職大学院の一つで裁判官、検察官、弁護士といった法曹を養成する。2年ないし3年の限られた修業年限で司法試験を受験するレベルまで引き上げ、法曹に必要な法的知識を培えるようにすることが求められる。名古屋大学法科大学院が設立した2004年4月より、効率的、かつ、名古屋大学法科大学院全体で統一性を図りながら学修を進めるため、ICTを利用した法学教育支援システムを開発し法曹教育を行っている。法科大学院生全員にパソコンを持参させ、開発したシステムの利用者への研修プログラムとサポート体制を体系化した結果、名古屋大学法科大学院という組織単位での利用に成功した。

「NLSシラバスシステム」、「講義収録システム」および「法的知識理解度確認システム」それぞれの利用状況と教員と学生が学修にどのように役立てているのかを示し、1人1台端末を活用した学修環境が法曹教育に有効となる可能性を示唆する。

1. はじめに

専門職大学院とは、研究者などを養成する大学院とは異なり、高度な専門性が求められる職業に就くために必要な実践的教育を専ら行う教育機関である。研究よりも、理論を実務で応用することの比重を高めている点が一般大学院との大きな違いである。法科大学院は専門職大学院の一つで裁判官、検察官、弁護士といった法曹を養成する。高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力

を培うことを目的とし[1)]、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする[2)]。標準修業年限は3年である。ただし、各法科大学院の入学試験で法学既修者の水準にあると認められた場合、2年とすることもできる[3)]。一般に、3年の課程を未修（法学未修者）、2年の課程を既修（法学既修者）という。

名古屋大学法科大学院では2年ないし3年の限られた修業年限で効率の良い学修環境を提供するため、教育支援の目的でICTを積極的に導入し活用している。本大学院では独自開発した法学教育支援システムを利用した双方向的・多方向的な授業の開発を進めてきた。本稿は、法科大学院教育における1人1台端末を活用した学修環境構築と学修支援をテーマとするものである。

2. 名古屋大学法科大学院の概要

法科大学院が設立されたのは2004年4月である。名古屋大学法科大学院の収容定員は210名（入学定員70名）[4)]である。法学未修者（3年）コース志願者を対象とする試験と法学既修者（2年）コース志願者を対象とする試験を分けて実施している。第2次試験において2年コース志願者については法律科目が実施される。法律知識の有無・程度が評価され、合格した者が法学既修者コースに入学する制度になっている。入学者の年齢構成は20歳代が最も多く、40歳以上の者も少数ではあるが入学している（表1）。法科大学院教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学し、互いに切磋琢磨することが肝要と考え、法学部卒業生に偏することのない入学者選抜を実施している。結果、非法学部出身者や社会人も入学している（表2）。

開講科目については、法曹に共通して基本的に必要とされる知識を修

1）　専門職大学院設置基準　第18条第1項
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15F20001000016.html（参照日 2015/2/25）
2）　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律　第2条第1号
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO139.html（参照日 2015/2/25）
3）　専門職大学院設置基準　第16条
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15F20001000016.html（参照日 2015/2/25）
4）　2010年度入学者選抜から入学定員を80名から70名に変更した。

得させるための「法律基本科目」、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力、法曹としての責任感・倫理観、法曹実務に必要な能力を修得ないし涵養するための「実務基礎科目」、法曹としての幅広い基礎的、法学的知見を修得させるための「基礎法学・隣接科目」、先端的な法的問題についての専門性を修得させるため、また実務的な視点から個別の法分野を横断する総合的な能力を修得させるための「展開・先端科目」を設定している。これらを無理なく段階的に修得できるよう1年次の法律基本科目においては、法曹としての基礎的な法知識を修得させる理論教育が中心であるため、講義形式を採る。2年次以降は高度な法知識に加え分析力、思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力を養成するため、演習形式を採る。

法科大学院の授業1科目1回の授業（90分）を受けるには、原則としてこの2倍の予習・復習が求められる。名古屋大学法科大学院では、科目群の違いや講義科目・演習科目の違いにかかわらず、予習課題や復習課題を毎回指示している。また、ほとんどの科目において課題を提出させ（科目によって毎週ないし数週間に1回の割合である）、科目によっては授業中に小テストを頻繁に実施する。このように各授業科目において、法曹として必要と考えられる水準および範囲の法知識を体系的に修得させるようにしている。

表1　入学者年齢構成

	2014年度入学者（61名）		2013年度入学者（63名）		2012年度入学者（68名）	
	未修	既修	未修	既修	未修	既修
24歳以下	20	26	18	31	29	24
25～29歳	4	2	1	2	5	2
30～34歳	1	3	3	2	3	2
35～39歳	1	0	2	2	1	0
40歳～	1	3	0	1	0	2
平均年齢	24.6	25.9	25.1	24.6	24.2	24.9

表２　男女別・社会人・非法学部出身者

	2014 年度入学(61 名)		2013 年度入学(63 名)		2012 年度入学(68 名)	
	未修	既修	未修	既修	未修	既修
入学者数	27	34	25	38	38	30
男性	18	29	13	27	24	25
女性	9	5	12	11	14	5
社会人	6	8	6	6	5	7
非法学部出身	4	5	7	4	5	3
社会人又は 非法学部出身	8	8	10	8	8	8

3. 法科大学院教育における教育支援システム

名古屋大学法科大学院全体で統一性を図りながら学修を進めるため、ICT を利用した法学教育支援システムを開発した。「NLS シラバスシステム」を中心に講義が進められており、毎回の講義の予習･復習の公表、講義資料の配布、レポート提出を行う。他にも復習用ツールの「講義収録システム」や短答式の問題を解く「法的知識理解度確認システム」を提供し、法曹教育のさらなる充実を目指している（図 1）。これらの法学教育支援システムを使い学修を進めるためには、前提として、学生全員が 1 人 1 台の端末を持ち、情報通信技術に支援された環境の中で、法学教育を受けられる体制となっていなければならない。そのため名古屋大学法科大学院は、在籍している学生全員がパソコンを持参することになっている。インターネットへの接続は、自習室と講義室に無線 LAN アクセスポイントを設置し、名古屋大学無線 LAN サービスを利用している [5)]。

ここでは、名古屋大学法科大学院が利用している教育支援システムの紹介とその利用状況について述べる。

5)　名古屋大学無線ネットワーク（NUWNET）の導入について
http://www.tech.nagoya-u.ac.jp/event/h22/Vol06/hon_secur/OJOU-3_s.pdf
（参照日 2015/2/25）

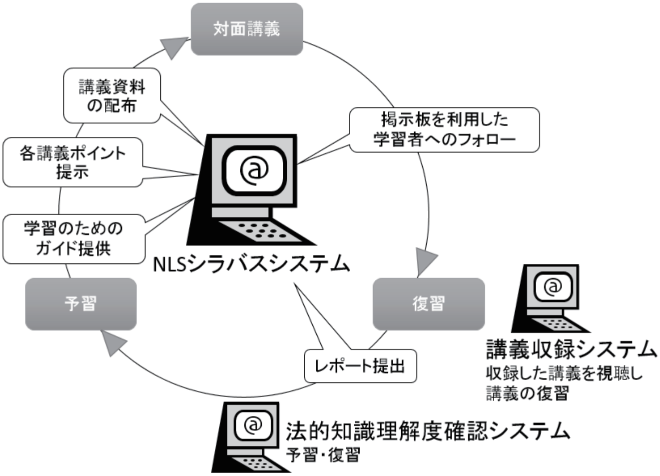

図１　法学教育支援システムを中心とした学修

3.1 NLS シラバスシステム

NLS シラバスシステムに搭載する機能は（1）シラバス機能、（2）課題レポート提出機能、（3）支援機能（各種掲示板）とし、必要最低限の機能とした。多機能になるほど教員側のシステム操作習得の負担が増えることにつながる。学生側もパソコンのスキルがある程度身についていないと、トラブル解決に手間取り、余分の時間が取られ、集中力を失わせる結果になる。このような懸念材料を払拭するため必要最低限の機能とし、システムから遠ざかるユーザを減らすようにした[6)]。

3.1.1 シラバス機能

シラバス機能の基礎となる理念は名古屋大学の高等教育研究センターが研究開発を進めていた Going Syllabus システムのコンセプトであった[7)]。まず、教員はシラバスを作成し、それを起点として講義を進める

6）　石川貴彦、赤間　清（2013）シラバス提示とプリント配布のみの小規模 e-Learning、日本教育工学会、第 29 回全国大会講演論文集：307-308
7）　名古屋大学高等教育研究センター ゴーイングシラバス・コースウェア http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/gs/course/（参照日 2015/2/25）

べきである、という発想に基づいている。NLS シラバスシステムもこの機能を継承し、構成されている。シラバス機能として、「講義基本情報」や「講義概要」の提示があり、統一的な書式によって、当該科目の講義概要、到達目標、教科書、参考書･参考資料、成績評価方法、履修条件、その他の注意を明記している（図 2）。「講義計画」の提示機能では毎回の授業のテーマと授業日、講義内容を明示するとともに、「授業時間外の学修活動」において、事前に予習しておく事項の情報提供と事前・事後に提出する課題の指示を行う（図 3）。資料は、アップロードして提示するだけでなく、リンク集を提示する機能もある（図 4）。

3.1.2 課題レポート提出機能

毎回の講義で、必要に応じて課題を提示でき、学生はその課題に対して NLS シラバスシステムにファイルをアップロードすることでレポートを提出する。これにより教員は紙媒体のレポートの収集・整理のような煩わしさから解放され、レポートを閲覧し、評価できる。学生については、時間と場所を選ばずにレポートを提出できる利点がある。インターネットに接続できる環境であればどこからでも提出できるため、レポートを提出するために大学に出向く必要は無い。提出期限を夜中の 12 時や早朝 7 時にされている科目があるが、学生は提出期限寸前まで、レポート作成に取り組むことができる（図 5）。

3.1.3 掲示板機能

学生に対する指示等を細かく行い、講義を円滑に進めるために、NLS シラバスシステムには 3 つのタイプの簡易掲示板が用意されている。それぞれ、①お知らせ掲示板、②通常掲示板、③メール掲示板である。これにより、学生は当該授業に関するすべての情報を一元的に把握している。

①お知らせ掲示板

教員側から学生に一方的にアナウンスするための事務連絡的な利用のための掲示板である。例えば、台風などの自然災害による休講に関する連絡や補講など、緊急に連絡しなければならない際はとても便利な機能である。学生は書き込みができない。

②通常掲示板

学生や教員が自由に書き込める掲示板であり、教員はいくつでも掲示板を開設することができる。添付ファイルも可能である。書き込まれたメッセージは、教員と当該学生のみが削除権限を持つ。また、特定のグループの学生のみにクローズドにしたい掲示板については、教員がその掲示板に学生IDを登録することで、他から閲覧・書き込みができない掲示板とすることができる。これも掲示板ごとに自由に設定できるため、学生グループをいくつか作り、そのグループごとのミーティングの掲示板として利用することも可能である（図6）。

3.1.4 メール掲示板

従来、教員と個別のコミュニケーションは、対面か電子メールしか手段がなかった。電子メールの場合、教員が担当する全ての教科で、全ての学生とやり取りすることになると、そのメールの整理も大変な労力になる。このような問題を一気に解決するツールがメール掲示板である。操作イメージはWebメールのような形式をとる。あるいは、各教科につき、学生個人ごとにクローズド掲示板が用意されていると考えればよい。このメール掲示板を利用することで、自動的に教科ごと、さらに、学生ごとにメッセージが整理保存されるため、実質的には、自動的に分類整理された電子メールのメールボックスと同じ働きとなる。

講義の個人フォロー以外の利用方法で、特徴的な利用の仕方は、レポート添削を学生と教員間の間で何度もやり取りし、推敲していくために使用する例がいくつか報告されている。

3.1.5 NLSシラバスシステムの利活用状況

名古屋大学法科大学院のすべての開講科目（2014年度は110科目）の情報をNLSシラバスシステムで公開している。

本法科大学院のカリキュラムは、一度聞いただけでは学生は理解できないため、反復的に繰り返す構成になっている。一例をあげると、民法演習Iは民事訴訟法Iを並行履修することになっている。民法演習Iでは民事訴訟法の基礎的知識を補充した上で民法の制度についての説明が必要なため、民事訴訟法Iで何を学修したのか教員はNLSシラバスシ

ステムから確認することが可能であり、レジュメが資料として掲載されている場合、かなりの内容について把握できる。教員は学生がどこまで学修し理解しているのか確認した上で教える内容を取捨選択できるのである。

複数の教員で担当する科目があるが、打ち合わせの時間が限られる。弁護士や裁判官といった実務家教員は特に時間が取りにくいが、NLSシラバスシステムから講義情報を確認できるため、打ち合わせ時間を短縮できるという利便性もある。

(9300020)民法演習ＩCクラス

講義概要

講義概要	民法における主要問題につき下記の内容・方法で演習を行う。 (1)民法総則，物権法を対象分野とした事例・判例を素材とし，民法の基礎知識を総合して、紛争を解決するためにどのような主張・議論を展開するべきかを考える。取り上げる事例・判例は，事実関係が複雑で多様な法律構成が可能なもの，または一つの問題が他の問 題に次々と連鎖して展開するものなど，幅広いものとする。 (2)予習では．あらかじめ指定された事例について、指定された部分のブリーフを各自作成する。 (3)演習では，上記ブリーフを用いてロールプレイを軸とした討論を行い，適宜指示を与えながら，「1.事実関係の確定，2.その事実関係の下での多様な法律構成の検討，3.当該問題の法的評価と法的戦略」について検討する。 (4)授業をふまえて，各自がブリーフを改訂して提出する。
到達目標	(1)日常生活に関連する紛争の中から法律問題を発見することができる。 (2)発見した問題をさまざまな角度から分析し，当事者の訴訟代理人として、また裁判官として、基礎知識を応用して問題を解決するための法律構成を検討することができる。 (3)当該事案について問題解決への道筋を論理的に論述することができる。 (4)発表・司会・ディベートができる。 (5)具体的な紛争事実に対する法律構成の多様性とその相互連関性を理解して問題に総合的に対応することができる。
教科書	特になし。 毎回の問題については適宜資料欄にUPする。
参考書・参考資料	必要に応じて資料を配布することがあるが、それ以外にも，各自で関連判例や参考文献について検索，収集し，それをもとに予習を進めてもらうこととする。
成績評価方法	＊授業での発言・討論状況・参加度・ブリーフの提出(20%)，課題レポート(40%)，学期末試験(論述試験)(40%)の総合点により評価する。 到達目標の(1)～(3)に対応して，毎回の予習において，ブリーフの作成を義務づける。

図２　講義概要の提示

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動	関連ページ
1	授業内容と方法、および予習復習のガイダンス 4月16日	以下について説明する。 1.「民法演習の到達目標と演習Ⅰの取り組み方」 2.「言い分方式事例問題ワークシート」 3. 簡単な事例問題について上記の1．2にもとづく具体的な学習のイメージを理解すること。 4.「裁判規範としての民法学習のための基礎知識」 ＊「裁判手続の中で民法を活用するために知っておくべこと」の資料として「裁判規範としての民法学習のための基礎知識」を読んで、どの点が分からない点かを明らかにしておくこと。民法に関する法情報については、上記資料に概説されているので、今後の学習にあたり、不明な点を明らかにしておくこと。 　法情報に関する、判例学習を通じた実践的学習は、第14回で行う。 ＊まだ民事訴訟法を学習していないが、民法演習を進める上で、最低限理解しておくべき点について解説をする。 ＊本講義は、共通的な到達目標に準拠しておこなう。	予習： 1. 講義内容に関する資料を〈1〉に掲載します。1.「民法演習の到達目標と演習Ⅰの取り組み方」と2.「言い分方式事例問題ワークシート」の作成方法を理解しておいてください。 また、4.「裁判規範としての民法学習のための基礎知識」を熟読しておいてください。また、疑問点をチェックしておいてください。 上記の事前学習ができているのかについては、課題レポートの解説を通じて、点検します。 2. 資料欄＜1＞の課題レポートの解答を4月13日13時までに、課題欄に提出すること。こ	[資料][課題]

図３講義計画の提示

(9300020)民法演習ＩＣクラス

講義資料(第1回)

- 2015年度民法演習Ⅰの到達目標と演習の取り組み方 (15/03/30 17:12更新)
- 言い分方式ワークシート (15/03/30 17:12更新)
- 裁判規範としての民法学習のための基礎知識 (15/03/30 17:12更新)
- 第1回問題 (15/03/30 17:12更新)

[リンク]

■資料の追加
■資料の追加(テキストの直接書込み)

図４　講義資料の提示

(9300020)民法演習ＩＣクラス (第1回)課題ページ

■新規課題作成　　[第1回資料ページ] [全課題一覧へ][講義計画一覧へ]

[課題1](第1回問題(導入問題))　■提出レポート一覧　■課題修正　■投票操作　■課題削除

資料欄＜1＞の導入問題について、課題レポートを作成して提出してください。
導入問題については、第1回分と第2回分をまとめて提出してください。また、言い分方式ワークシートを使用すること。

提出期限　4月13日13時

参考文献・資料:

操作:
・レポート提出

■新規課題作成
講義計画一覧へ

「(9300020)民法演習ＩＣクラス 」のトップページへ　■講義概要へ　■講義計画へ　■お知らせへ　■掲示板へ

図５　課題の提示

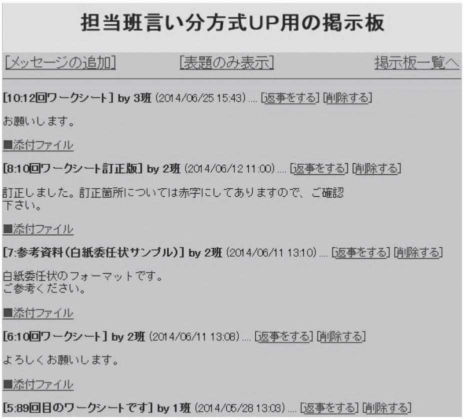

図６　掲示板

3.2 法的知識理解度確認システム

Web 上で実施可能な択一問題システムであり、学生の法的知識に関する理解度データを教員・学生双方に提供する（図 7）。

システムの要である択一問題データベースは、多くの教員・関係者の協力を得て、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・知的財産法・労働法の問題を構築している。問題数は表 3 のとおりである。

より利便性の高いシステムにするため、教員用には成績集計機能がある。ある程度講義を進めた後に、関連分野のテストを法的知識理解度確認システムで実施すれば成績評価機能から学生の理解度を確認できる。本システムを教員 ID でログインすると、全ての科目で出題された問題、学生が選んだ選択肢および成績を閲覧できる仕組みになっている。これにより、学生がどの程度理解しているか確認できるため対面講義の改善や講義内容の高度化が可能となった。

教員は本システムを学修指導にも利用している。例えば、教員は学生に入学前の事前学修指導で、基本書をじっくり読んで考え、行間を読むまで考察し、「なぜ問題になるのか」「よく考える」ことを求めている。丸暗記する勉強法はしないようにも指導している。択一問題の点数は良いがレポートの点数が悪い学生の場合、教科書に書かれている事例を要約し暗記する暗記型の学修をしている可能性がある。このような学修方

法を続けているとレポートの点数は上がらず、司法試験の論文試験は通らない。教員は学生の本システムの成績とレポートの成績を比較し、基本書を暗記する「暗記型」の学修方法になっていないか予測することができる。「暗記型」の学修をしていると思われる学生と面談し暗記型の学修をしないよう注意を促すのに役立てている。

2014 年度の利用状況は表 4 である。小テスト、基本的知識の確認、予習（関連事項の確認）および中間試験で利用されており、幅広い用途で活用されていることがわかる。

学生用には自習機能がある。法カテゴリ、キーワード、問題形式 2 択か 5 択かを選択し、問題数、正解率を選択すると該当する問題が出題される。過去に間違えた問題のみを出題することも可能である。学生は本システムを使い、苦手な分野を集中的に学修することが可能である。

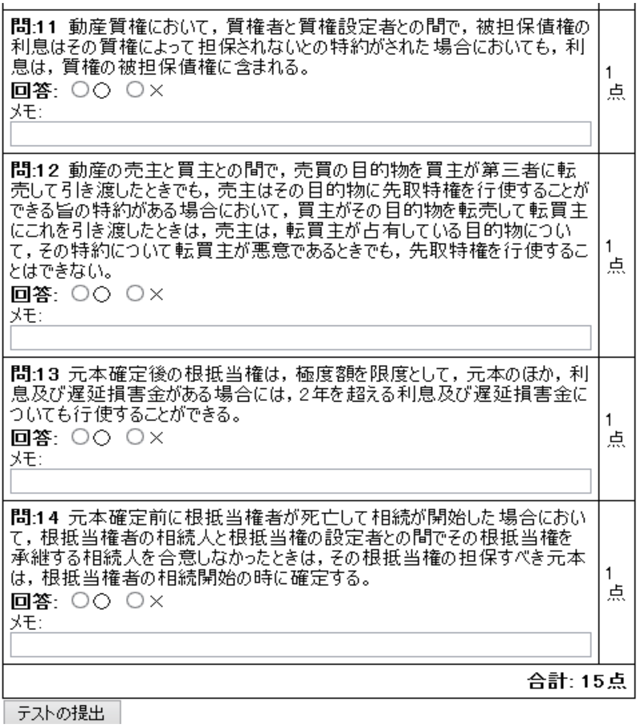

図７　法的知識理解度確認システム

表３　法的知識理解度確認システム　問題数

（2015 年 4 月 10 日現在）

法分野	問題数
憲法	1517
行政法	1341
民法	3476
商法	1061
民事訴訟法	2238
刑法	1524
刑事訴訟法	907
知的財産法	60
労働法	287

表４　2014 年度法的知識理解度確認システム利用

<table>
<tr><th>科目名</th><th>対象年次</th><th>出題回数</th><th>目的</th></tr>
<tr><td>民法基礎Ⅰ</td><td rowspan="7">1 年次
必修科目</td><td>5</td><td rowspan="7">小テスト</td></tr>
<tr><td>民法基礎Ⅱ</td><td>5</td></tr>
<tr><td>民法基礎Ⅲ</td><td>3</td></tr>
<tr><td>民法基礎Ⅳ</td><td>3</td></tr>
<tr><td>民法基礎Ⅴ</td><td>6</td></tr>
<tr><td>民法基礎Ⅵ</td><td>3</td></tr>
<tr><td>行政法基礎Ⅱ</td><td>3</td></tr>
<tr><td>民法演習Ⅱ</td><td>2 年次
必修科目</td><td>1</td><td>基礎的知識の確認</td></tr>
<tr><td>総合問題研究Ⅰ（民事法）</td><td>3 年次
選択科目</td><td>11</td><td>予習：関連事項の確認</td></tr>
<tr><td>総合問題研究Ⅱ（民事法）</td><td>3 年次
選択科目</td><td>1</td><td>中間試験</td></tr>
</table>

3.3 講義収録システム

このシステムは、法律基本科目について授業と同時並行しデジタルビデオ録画を行う。履修者は授業終了後、授業の様子をビデオ・オン・デマンド方式で再生し、よくわからなかった箇所、もう一度復習したいと考えた箇所の映像をいつでも視聴できる（図 8）。復習の際にこのシステムを利用することによって、双方向・多方向で行われている授業を何度も体験でき、より深い議論や理解につなげることができる。

収録する講義は、法律基本科目あるいは実務基礎科目に該当し、講義形式で行われるものである。憲法基礎Ⅰ・Ⅱ、行政法基礎Ⅰ・Ⅱ、民法基礎Ⅰ～Ⅵ、商法基礎Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、刑法基礎Ⅰ・Ⅱ、刑

事訴訟法Ⅰ・Ⅱを収録することになっている。

2012年度〜2014年度の収録した動画ファイルにアクセスした数をグラフにまとめた（図9）。講義期間は前期が4月から8月、後期は10月から1月である。アクセス数が多いのは授業期間中であることから、授業の復習に役立てていることがわかる。定期試験を8月上旬と2月上旬に実施しているが、試験前にアクセス数が増える傾向もある。試験直前に復習として利用していることがわかる。

法学を学ぶ入門の段階なら、聞き慣れない法律用語や見解を授業で説明されても、一度聞いただけでは理解ができず、教科書を読んでもわからないことがある。そのようなときは、一度出席した講義を何度も聞いて理解を深めることが必要になる。理解の早い学生ならば、教科書を読んだだけで理解できるだろうが、理解の遅いタイプの学生ならば、教科書を読み、よく噛み砕いた丁寧な説明を聞き、何度も聞いて理解することが必要になる。

授業担当教員に直接質問するのははばかられるが、1人1台端末の環境にあるため、収録した講義を何度でも、好きな時間に聞き返すことができる。これまでの考察によると学修意欲が高い学生の利用が多くなる傾向にあり、理解や知識の定着に役立っていることがわかる[8)]。

8） 富崎おり江（2013）名古屋大学法科大学院におけるICTを活用した法曹の養成、名古屋大学法政論集、250：631-656

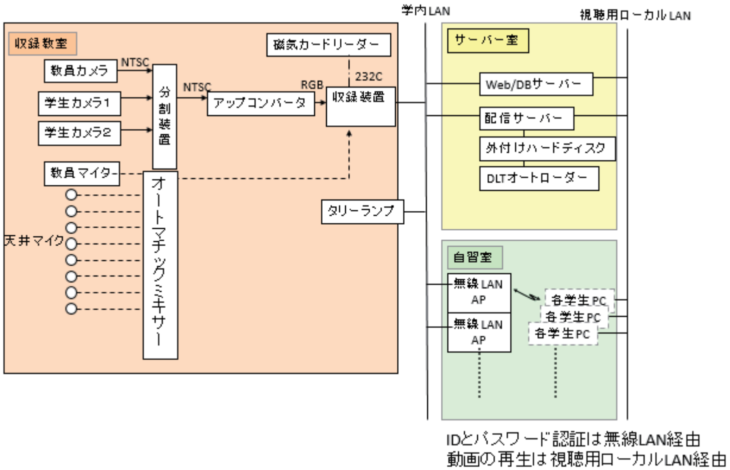

図８　講義収録システム構成図

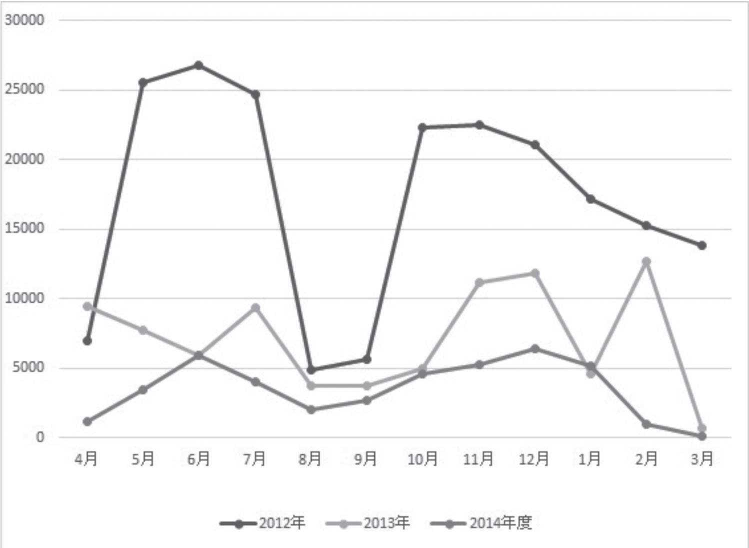

図９　講義収録システムアクセス数

4. 1人1台端末の活用を対象とした研修プログラムとサポート体制

これまで述べた教育支援システムを法科大学院という組織単位で導入するためには、標準的な使い方やそのためのガイドラインを示すことが肝要である。利用者である学生にはガイダンスを実施し、教員にはFDを定期的に行っている。

4.1 学生向け

初学者向けに、オリエンテーションの一環として、入学手続きの際と、入学時にガイダンスを実施している。入学手続き時にシラバスシステムを利用した事前学修方法を説明する。入学手続き日の1月上旬から正規のカリキュラムが始まる前までの期間、学生は各個人の端末を使い、自宅等で事前学修を行う。

入学時に実施しているガイダンスでは、学生各自にパソコンを持参させ、実習を含めた説明を行う。内容は大学ネットワークへの接続方法、法律データベースの利用方法、NLSシラバスシステムの利用方法、講義収録システムの利用方法、法的知識理解度確認システムの利用方法、自習室でのプリンタの利用方法やセキュリティに関する説明を行う。学生各自に持参させた端末での実習となるため、進度にばらつきが出る。パソコンが不得意な学生を対象にしているため、時間をしっかり取り半日かけて行っている。

法科大学院設立の2004年度から上記のようにガイダンスを実施してきたが、ガイダンス期間中の貴重な時間を割いてこれほどの時間と手間をかけて行う必要があるのかという意見があった。入学生の平均年齢は20代中ごろで、情報端末を利用する世代である。説明資料だけ配布し、授業開始前に各自で操作の確認をしておくようにする方法もある。

実際に学生はどのように感じているのか2010年の入学生62名を対象にアンケート調査を実施したところ表5のような結果であった。学生は丁寧な説明を求めていることがわかったため、引き続き時間をかけて丁寧なガイダンスを実施するよう心掛けている。

表５　ガイダンスの実施方法について

時間を取りパソコン持参で実際に操作する方法は良い	88%
マニュアルだけ配布し、授業開始前に各自で操作の確認をしておく方が良い	7%
未回答	5%

4.2 教員向け

教員向けにはFDの一環として説明の場を設けてきた。教育支援システムを導入した初期の頃は、システムの使い方の説明に重点を置いた。数年後、システムの使い方がある程度浸透すると、扱う内容が変化し、各教員が持っている教育手法にICTツールをどのように取り入れることができるかについて扱われるようになった。予習、復習、課題、授業中においての教育支援システムの活用例を紹介し、学生側の利点および教員側の利点を示してきた。

システムの活用例が浸透した近年は、毎年12月に、翌年度のシラバス改定に関する研修会のみ実施している。例えば、「資料・課題は講義日の2週間前までに公開する」、「講義概要・到達目標を変更する場合は関連科目の教員間で協議する」、「成績評価到達目標との関係で、どのような成績評価方法を採用するのか、当該成績評価方法をどのような割合で利用するのか具体的に示す」など、学務的決定事項をシステム上で反映するための研修である。このような運用についての内容は、毎年多少の変更が発生するため、運用のためのアナウンスの場は必要である。

4.3 サポート体制

1人1台端末の学修環境を導入した2004年当初、端末操作、ネットワーク接続および教育支援システムの操作方法に関する質問が非常に多かったため、気軽に質問できるTAを養成し、操作方法がわからなくなった教員やICTに不慣れな教員を1対1でサポートしていた。数年後、習熟してくると端末やシステムの操作方法に関する質問は激減した。現在は、情報担当講師一人でサポートしている。

学生に対しては、各クラス（30名前後）からパソコン操作が得意な学生をIT委員として2名選出してもらい、端末操作、ネットワーク接続および教育支援システムの操作方法操作に関し、わからないことは

IT 委員に問い合わせ、IT 委員でもわからないことを情報担当の講師に問い合わせる体制にしている。

5. 1 人 1 台端末の環境に期待できること

法曹の育成期間として、2 年及び 3 年間という期間は短く、限られた物的施設の活用と教員の対面講義だけでは限界があるため、1 人 1 台端末の環境で効率的・効果的に学修できる体制を提供している。

例えば、講義に関するシラバス情報、基本情報、講義概要、講義計画および講義資料の提供を印刷物での配布ではなく、NLS シラバスシステムによりインターネット上で公開することにより、紙で配布する手間を省くことができている。対面講義の後、質問があれば、教員に直接会って質問をすることができるが、講義収録システムを利用し、聞き逃した箇所の振り返りや NLS シラバスシステムの掲示板機能を利用し、質問することができる。

学生の理解度を確認するために、小テストを実施する場合、問題用紙を配布し、テスト実施後解答用紙を回収し、学籍番号順に並べ直し、採点後成績を名簿に転記し、複数回テストを実施したなら集計作業が必要となる。法的知識理解度確認システムを利用することにより、これらの作業を自動化できるようになった。他の教員も成績を確認することができるため、教員相互で教育方法の改善方法を協議することが可能である。

1 人 1 台端末の学修環境により、日々の学修を通じスキルを研鑽できる機会も提供できる。パソコン無しでは学修できない環境のため、判例検索など収集した法情報を分析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな文書を作成する技能が身に付く。将来法曹として実務に出た場合、判例データベース等からの情報収集や文書作成など、一定の情報処理スキルが求められるが、このような備えができることを期待する。

6. まとめ

法科大学院生の目的は、司法試験合格を目標に、法曹に必要な学識及び能力を修得することである。これまでに述べた点から、1人1台端末の学修環境が司法試験合格に直結するか否かは別として、法科大学院教育における学修支援および法曹としての情報活用能力の訓練に役立つことを期待する。

次々と登場する次世代端末、デジタルネイティブ世代が法科大学院に入学することも見据え、実務法曹に必要とされる法的知識とコミュニケーション能力（読解・分析・表現能力）を育成するために、ICTを活用した新しい教育環境と教育モデルを提案していくことが今後の課題となろう。